

# 小児慢性特定疾病医療費の申請者等の基本的な考え方

## 基本的な考え方

- 「世帯」=医療保険上の世帯
- 申請者=保護者
- 医療費支給認定保護者=申請者=保護者
- 医療費支給認定基準世帯員=児童と同一の保険に加入している被保険者

## 申請者の基本的な考え方

○法律上、小児慢性特定疾病医療費を受給しようとする時は、保護者が都道府県等に申請することとされている。この申請者となる者の優先順位については、家族の居住実態や所得状況等を鑑み、下記を参考とされたい。

- ①児童が加入している医療保険の被保険者
- ②児童を現に監護している者(①に該当する父又は母の一方が単身赴任等により別居している場合等)
- ③収入の高い者

※ただし、市町村民税非課税世帯については、「低所得者Ⅰ、Ⅱ」の判定の観点から、収入の高い者による申請が望ましい。  
※※上記の優先順位は、法令上規定されているものではなく参考として示しているため、これに縛られるものではなく、実態に応じた判定をお願いしたい。

# 小児慢性特定疾病医療費の申請者等の考え方の例①

	家族の住民票上の居住地	家族の医療保険加入状況	児童が属している保険の被保険者	申請者	実施主体	階層認定の際、市町村民税を確認する者	備考欄
①	父、母、児童ともに東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父	父	東京都	父	児童と同一医療保険の被保険者の所得を確認。
②-1	父、母：東京都 児童：宮城県	父、母、児童ともに同一被用者保険	父	父	東京都	父	
②-2	父、母：東京都 児童：宮城県	父、母、児童ともに同一被用者保険	父	父	宮城県	父	申請者＝保護者としているが、保護者の居住地要件は問わないことから、現行制度において児童の居住地で申請をしており、申請自治体の変更が難しい場合には児童の居住地において保護者が申請することも可能。
③-1	父：静岡県 母：東京都 児童：東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父	父	静岡県	父	
③-2	父：静岡県 母：東京都 児童：東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父	母	東京都	父	被保険者は父であるが、必ずしも申請者＝被保険者ではないことから、児童と生活をともにしている母が申請することができる。
④	父、母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険A 児童：被用者保険B	児童	父又は母	東京都又は宮城県	児童	児童が独立して保険に加入している場合には、児童の加入している保険を中心に考える。
⑤	父：静岡県 母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険B 児童：被用者保険C	児童	父又は母	静岡県又は東京都又は宮城県	児童	
⑥	祖父：東京都 父：東京都 母：東京都 児童：東京都	祖父：国民健康保険 父：国民健康保険 母：国民健康保険 児童：国民健康保険	児童	父又は母	東京都	祖父＋父＋母＋児童	小児慢性特定疾病児童等の保護者は、基本的には小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者であるため、この場合は祖父は申請者になり得ない。

## 小児慢性特定疾病医療費の申請者等の考え方の例②

	家族の住民票上の居住地	家族の医療保険加入状況	家族の収入	児童が属している保険の被保険者	申請者	実施主体	階層認定の際、収入又は市町村民税を確認する者		階層区分
							非課税の有無、一般所得Ⅰ、Ⅱ又は上位 (医療費支給認定基準世帯員)	低所得Ⅰ、Ⅱ (医療費支給認定保護者)	
①	父、母、児童ともに東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：600万円、母：0円 児童：0円	父	父	東京都	父	-	一般所得Ⅱ
②	父、母：東京都 児童：宮城県	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：600万円、母：0円 児童：0円	父	父	東京都	父	-	一般所得Ⅱ
③	父、母：東京都 児童：宮城県	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：600万円、母：0円 児童：0円	父	父	宮城県	父	-	一般所得Ⅱ
④	父：静岡県 母：東京都 児童：東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：600万円、母：0円 児童：0円	父	父	静岡県	父	-	一般所得Ⅱ
⑤	父：静岡県 母：東京都 児童：東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：600万円、母：0円 児童：0円	父	母	東京都	父	-	一般所得Ⅱ
⑥	父：静岡県 母：東京都 児童：東京都	父、母、児童ともに同一被用者保険	父：120万円、母：0円 児童：0円	父	母	東京都	父	母	低所得Ⅰ
⑦	父、母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険A 児童：被用者保険B	父：600万円、母：0円 児童：70万円	児童	父	東京都	児童	父	低所得Ⅱ
⑧	父、母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険A 児童：被用者保険B	父：600万円、母：0円 児童：70万円	児童	父	宮城県	児童	父	低所得Ⅱ
⑨	父：静岡県 母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険B 児童：被用者保険C	父：600万円、母：150万円 児童：70万円	児童	父	静岡県又は東京都又は宮城県	児童	父	低所得Ⅱ
⑩	父：静岡県 母：東京都 児童：宮城県	父：被用者保険A 母：被用者保険B 児童：被用者保険C	父：120万円、母：70万円 児童：70万円	児童	父	静岡県又は東京都又は宮城県	児童	父	低所得Ⅱ
⑪	祖父：東京都 父：東京都 母：東京都 児童：東京都	祖父：国民健康保険 父：国民健康保険 母：国民健康保険 児童：国民健康保険	祖父：900万円 父：600万円、母：400万円 児童：70万円	児童	父	東京都	祖父+父+母+児童	-	上位所得